

東京都通称道路名検討委員会設置要綱

(目的)

第1 東京都が昭和37・38年及び昭和59年の2回にわたり設定し公告した通称道路名について、道路の新設や延伸等により起終点又は途中通過点が変わったもの及び新たな設定が必要なものが生じていることから、東京都通称道路名検討委員会（以下「委員会」という。）を設置して以下の事項を検討し、その結果を建設局長に報告する。

(検討事項)

第2 委員会の検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 該当道路の選定に関する事項
- (2) 既設定道路の起終点又は途中通過点の変更に関する事項
- (3) 通称道路名の新規設定に関する事項
- (4) 新設時に通称道路名を決定する新たな仕組みに関する事項
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3 委員会は、学識経験を有する者等のうちから建設局長が依頼する委員12名以内で構成する。

(会長及び副会長)

第4 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(召集等)

第5 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(幹事)

第6 委員会に、委員会の審議を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもってあてる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、建設局道路管理部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

別表

東京都通称道路名検討委員会 幹事

構 成 員	
建設局	総務部長 道路管理部長 道路建設部長